

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																								
東京法律公務員専門学校	平成2年2月1日	富田 修次	〒130-0012 東京都墨田区太平1-9-8 (電話) 03-3624-5443																								
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																								
学校法人立志舎	平成10年10月30日	塚原 一功	〒130-8565 東京都墨田区錦糸1-2-1 (電話) 03-3624-5441																								
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																							
文化・教養	法律専門課程	法律社会学科	平成7年文部科学省 告示第7号	—																							
学科の目的	主に警察官・消防官・自衛官を目指す。公務員試験合格に必要な教養全般の学習に取り組むと同時に、体力試験に向けた体力強化のためマシントレーニング実習を導入し、警察官・消防官・自衛官に不可欠な正義感と精神力を身につけた人材を育成することを目的とする。																										
認定年月日	平成26年3月31日																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																				
2	昼間	1720時間	520時間	1480時間	—	—	—																				
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																						
80人	42人	0人	6人	0人	6人																						
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日		成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 成績評価は秀・優・良・可・不可の5つに分け不可を不合格とする成績評価は期末試験、授業期間中に実施するテスト、出席などを総合して判断する。																							
長期休み	■学年始: 4月1日 ■夏季: 7月16日～8月31日 ■冬季: 12月16日～1月6日 ■春季: 3月16日～4月1日 ■学年末: 3月31日		卒業・進級条件	成績評価において合格した科目の授時間数の合計が規定の授業時間数に達すること。																							
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 電話での対応、保護者との綿密な連絡等		課外活動	■課外活動の種類 ゼミ旅行、球技大会、体育祭、学園祭、スノーボード&スキーツアー、硬式野球選手権大会、合格祝賀会、官公庁説明会、学内就職セミナー、就職出陣式 等 ■サークル活動: 有 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和3年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)																							
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(令和3年度卒業生) 財務省等食おう税関、法務省矯正局、東京消防庁、神奈川県警察、海上保安庁、陸上・海上自衛隊 等 ■就職指導内容 ・業界研究・業種研究・自己分析・面接指導・新入生就職セミナー ・進路決定のための就職公務員ガイダンス・学内就職セミナー・就職出陣式 ■卒業生数: 36人 ■就職希望者数: 27人 ■就職者数: 27人 ■就職率: 100% ■卒業者に占める就職者の割合: 75% ■その他 ・進学者数: 1人 (令和3年度卒業生に関する 令和4年5月1日時点の情報)		主な学修成果(資格・検定等)※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢字能力検定準2級</td> <td>③</td> <td>25人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>教養知識検定3級</td> <td>③</td> <td>30人</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>文章読解・作成能力検定3級</td> <td>③</td> <td>29人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)</p> <p>■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等</p>				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	漢字能力検定準2級	③	25人	6人	教養知識検定3級	③	30人	25人	文章読解・作成能力検定3級	③	29人	20人				
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																								
漢字能力検定準2級	③	25人	6人																								
教養知識検定3級	③	30人	25人																								
文章読解・作成能力検定3級	③	29人	20人																								
中途退学の現状	■中途退学者: 0名 令和3年4月1日時点において、在学者57名(令和3年4月1日入学者を含む) 令和4年3月31日時点において、在学者57名(令和3年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 — ■中退防止・中退者支援のための取組 学生相談室の設置、郵送による保護者あての出席状況報告、個人面談、保護者との電話連絡など		中退率	0%																							
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 <学校独自の奨学金>・特別奨学生試験制度 <学校独自の特待生制度>・資格や経歴による特待生制度・スポーツ特待生制度 <授業料等減免制度>・高等教育の修学支援新制度・東日本大震災・熊本地震による学費減免制度 <その他の学費支援制度>・学費延納制度 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																										
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																										
当該学科のホームページURL	URL: https://www.tokyo-horitsu.ac.jp/																										

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

- ①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。
- ②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まれません。
- ③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

- ①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。
- ②「就職」とは給料、賃金、報酬その他定期的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。
- (3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進路状

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

官公庁・業界団体等との連携により、必要となる最新の知識・技術・技能を反映するため、官公庁・業界団体等からの意見を十分に活かし、カリキュラムの改善等の教育課程の編成を定期的に行う。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

1. 教育課程編成委員会を「IT」「会計」「法律」「ビジネス」「動物」それぞれの分野について各校ごとに設置する。
教育課程編成委員会は、業界関係者、有識者および学園職員で構成する。
2. カリキュラム作成委員会を「IT」「会計」「法律」「ビジネス」「動物」それぞれの分野ごとに設置する。
カリキュラム作成委員会は関連する学校・関連する学科ごとの責任者全員で構成する。
3. カリキュラム作成委員会において教育課程を作成する。
4. カリキュラム作成委員会において作成した教育課程を教育課程編成委員会全体会および各学校・各学科ごとの分科会において検討を行う。
5. 教育課程編成委員会は、カリキュラム改善への意見をカリキュラム作成委員会に提言する。
6. カリキュラム作成委員会は、その意見を組織としてカリキュラムの改善を検討吟味し決定する。
7. カリキュラム作成委員会は、教育課程編成委員会の意見を十分に生かし、カリキュラム改善等の教育課程の作成を定期的に行う。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年2月2日現在

名前	所属	任期	種別
奥野 滋	第二東京弁護士会 財務委員 弁護士	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	①
糸 誠一郎	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 墨田区支部 地域貢献委員会 副委員長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	①
江越 洋	防衛省 自衛隊 東京地方協力本部 城東地区隊 江東出張所 所長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
石坂 浩	石坂綜合法律事務所 弁護士	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
都筑 拓哉	八千代市役所 総務課 主事	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
前原 廉	内閣府 賞勲局 審査官付審査第二係	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
野地 将人	優幸不動産株式会社 代表取締役	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
富田 修次	学校法人立志舎 東京法律専門学校 校長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
渡邊 悟史	学校法人立志舎 東京法律専門学校 法律学科(4年制) 教務部課長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
伊藤 清史	学校法人立志舎 東京法律専門学校 法律学科(2年制) 教務部課長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
舘野 洋一	学校法人立志舎 東京法律専門学校 法律ビジネス学科 教務部課長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
三ツ木 健一	学校法人立志舎 東京法律専門学校 法律社会学科 教務部課長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (9月、1月)

(開催日時(実績))

第17回 令和3年9月28日 10:03～11:49(うち学園全体会34分、東京法律専門学校 法律社会学科分科会12分)

第18回 令和4年2月1日 10:06～11:49(うち学園全体会6分、東京法律専門学校 法律社会学科分科会29分)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

- ① 最近ではメールや電話による問い合わせが多いため、メールや電話対応のスキルを学べる授業を取り入れていく。
- ② 従来通りの対面授業だけでなく、社会状況に合わせてオンライン(zoom)での授業も取り入れていく。
- ③ せっかく公務員になることができても数年で退職してしまう人もあるので、社会人になるにあたっての心構えのような授業を取り入れていく。
- ④ 入職後のモチベーション維持のため、5年後・10年後の自分を考えさせる授業を今年も取り入れていく。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

官公庁等の業務に関する実践的な授業内容の改善・工夫のために、演習における課題設定等を行うにあたり、教育内容に関連する情報の提供等の協力が得られる官公庁等を選定している。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

・日衛隊と警察・消防の違いについて授業・演習を行い、レポートを作成する。また日衛隊と連携し定めた学習評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。

・警察官の仕事内容や実践的な鑑識の仕方等について授業、演習を行いレポートを作成する。また千葉県警と連携し定めた学習評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を学園が行う。

・社会に出て困らないよう、労働法制の基礎的事項について具体例を踏まえて学ぶ。また東京労働局と連携し定めた学習評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。

・企業不祥事の事例を通じて、コンプライアンスの実際の実践方法を学ぶことで、新たに発生する不祥事に対する事前予防の具体的な方法論を学修する。また株式会社コンプライアンス・コミュニケーションズと連携し定めた学習評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。

・社会に出てすぐに必要となる気遣い・気働きを学ぶ為に、常識と気遣い・気働きの違いであったり、いろいろな具体的な事例を想定して学修する。また司法書士法人I'IIと連携し定めた学習評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。

(3) 具体的な連携の例 ※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
職業実務 I A	3つの異なる業種の講師に来ていただき、ただ単に説明していただくのではなく、より理解を深めるため実践的な授業を行う。 税関の役割と仕事内容について理解し、禁制品取締りの実態・偽ブランド品を購入することの社会的影響などについて学ぶ。東京税関は外国との窓口なので、特に外国人との対応についての授業を行う。 警察官の仕事内容や実践的な鑑識の仕方、また警察官になるにあたっての心構えなど、社会人として仕事をするために必要な能力についての授業を行う。訪日外国人による犯罪についても授業していただくことで、外国人への対応・接し方を学習する。 労働法についての基礎的ルールを理解し、具体例を交えて労働問題の実態・解決策を修得する。特に外国人労働者、障害者雇用についても授業を行う。 それぞれについて授業に関する知識の修得状況 授業時	東京税関・ 千葉県警警察本部・ 東京労働局
職業実務 I B	気遣い・気働きを通じた社会人としてのスキルを習得する実践的な授業を行い、社会人になるにあたっての心構えについても学習する。また、クレーム対応についても実践的な授業を行う。授業に関する知識の修得状況、授業時の態度等の評価項目を設定し、評価を行う。	株式会社ジェイコミュニケーション アカデミー
職業実務 I F	法令遵守のみならず、社会的ニーズへの対応の仕方を、実例を踏まえて修得する。特にクレームの発生原因と対処方法について具体的に講義してもらう。授業に関する知識の修得状況、授業時の態度等の評価項目を設定し、評価を行う。	株式会社コンプライアンス ・コミュニケーションズ
職業実務 II B	学生の机上の学問では気づきにくい法律の実際の運用および社会生活における気遣いについて、具体例を通して実践的に学び、社会に出て活躍できる人材を育成する。授業に関する知識の修得状況、授業時の態度等の評価項目を設定し、評価を行う。	司法書士法人I'II 代表司法書士 田口 由洋
職業実務 II D	障害者との接し方、特に障害者差別解消法における「合理的配慮」の具体例について、実務に基づいた講義をしてもらう。授業に関する知識の修得状況、授業時の態度等の評価項目を設定し、評価を行う。	石坂綜合法律事務所 弁護士・社会福祉士 石坂 浩

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

「学校法人立志舎 教員研修規程」において、以下の様に定めている。

- 1 研修は、教員に必要な専攻分野における実務に関する知識、技術および技能並びに、指導力の修得・向上を目的として行う。
- 2 研修は教員に対して行い、個々の業務経験や能力、担当する授業科目や授業以外の担当業務等に応じて実施しなければならない。
- 3 学園は、教員の研修計画を策定・実施し、教員に研修を受講する機会を与えなければならない。
- 4 学園が必要と認める場合は、他の企業等の関係機関と連携し研修を行うことができる。
- 5 教員は、学園が定めた教員研修計画に従い、研修目的を達成するため研修を受講しなければならない。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「コロナ禍における行政相談」(連携企業等: 日本オンブズマン学会)

期間: 令和3年12月11日(土) 対象: 法律社会学科の教員

内容: 行政相談の現状と課題について理解を深めることを目的として、日本オンブズマン学会と連携し、「日本オンブズマン学会総会・シンポジウム」に本学科専任教員の代表者を参加させ、後日、本学科常勤教員全員を対象とした勉強会を行い、行政相談の現状と課題に関する知識を習得した。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「人権研修」(連携企業等: 公益財団法人 東京都人権啓発センター)

期間: 令和3年12月16日(木) 対象: 法律社会学科の教員

内容: 学生に対してハラスメントや体罰、差別的対応がないような指導の仕方を学び、また、学生間でいじめ問題が生じた場合の対処方法など、人権意識を高めることにより指導力を向上をはかった。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「行政立法の意義と限界」(連携企業等: 比較憲法学会)

期間: 令和4年10月 対象: 法律社会学科の教員

内容: 授業科目である「憲法」ならびに「行政法」に係る授業の講義能力向上のため、行政立法について理解を深めることを目的として、比較憲法学会と連携し、研究会に参加する予定である。本学科専任教員の代表者を参加させ、後日、本学科常勤教員全員を対象とした勉強会を行い、行政立法に関する知識を習得する予定である。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「人権研修」(連携企業等: 公益財団法人 東京都人権啓発センター)

期間: 令和4年12月 対象: 法律社会学科の教員

内容: 学生に対してハラスメントや体罰、差別的対応がないような指導の仕方を学び、また、学生間でいじめ問題が生じた場合の対処方法など、人権意識を高めることにより指導力を向上させるための研修にする予定である。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校運営に関し、自己点検・自己評価委員会でまとめた評価および改善計画が適切であるか検証するため学校関係者評価委員会を設置する。学校関係者評価委員会は原則として年1回開催する。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none">・理念、目的、育成人材像は定められているか・学校における職業教育の特色は何か・理念、目的、育成人材像、特色、将来構想などが学生、保護者等に周知されているか・各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか
(2) 学校運営	<ul style="list-style-type: none">・目的等に沿った運営方針が策定されているか・運営組織や意思決定機能は規則等において明確化されているか、有効に機能しているか・人事、給与に関する制度は整備されているか・教務、財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか・教育活動に関する情報公開が適切になされているか・情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none">・教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか・教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか・学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか・キャリア教育、実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか・授業評価の実施・評価体制はあるか・成績評価・単位認定の基準は明確になっているか・資格所得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか・人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか

(4)学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ・就職率の向上が図られているか ・資格取得率の向上が図られているか ・退学率の低減が図られているか
(5)学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか ・学生相談に関する体制は整備されているか ・学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか ・学生の健康管理を担う組織体制はあるか ・課外活動に対する支援体制は整備されているか ・学生の生活環境への支援は行われているか ・保護者と適切に連携しているか
(6)教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・防災に対する体制は整備されているか
(7)学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ・学生募集活動は、適正に行われているか ・学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか ・学納金は妥当なものとなっているか
(8)財務	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか ・予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ・財務について会計監査が適正に行われているか ・財務情報公開の体制整備はできているか
(9)法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、専修学校設置基準の遵守と適正な運営がなされているか ・個人情報に関しその保護のための対策がとられているか ・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか ・自己評価結果を公開しているか
(10)社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか ・学生のボランティア活動を奨励、支援しているか ・地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等)の受託等を積極的に実施しているか
(11)国際交流	評価していない

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校運営に関し、自己点検・自己評価委員会でまとめた評価および改善計画を検証するために、学校関係者評価委員会を開催し企業等の役員、職員の方から指摘を受けた点について次の改善をしてきた。

① ゼミ学習の活用により、コロナ禍という状況の中で、高い実績をあげられていることは素晴らしいことだと考えるとの意見をいただいたので、今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を十分に講じながらゼミ学習を活発に行っていく。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和4年5月17日現在

名前	所属	任期	種別
石井 千代枝	社会保険労務士法人 有賀事務所	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	卒業生
井野崎 徹也	立志舎高等学校 教諭	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	高校関係者
星川 大樹	防衛省自衛隊 東京地方協力本部 高円寺募集案内所 所長	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	業界関係者
西山 玲央	株式会社REV. 代表取締役	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	業界関係者
野澤 政伸	榘實法律事務所 弁護士	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	業界関係者
中本 正幸	株式会社新聞ダイジェスト社 代表取締役	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	業界関係者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL:https://www.tokyo-horitsu.ac.jp/

公表時期:令和4年6月24日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

官公庁・企業等の関係者が本学全般について理解を深めるとともに、官公庁、企業等の関係者との連携および協力の推進に資するため、本学の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の教育の特色(ホームページ)
(2)各学科等の教育	設置学科・収容定員(ホームページ)
(3)教職員	教職員数(ホームページ)
(4)キャリア教育・実践的職業教育	就職支援等への取組支援(ホームページ)
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事への取組状況(ホームページ)
(6)学生の生活支援	学生相談室、就職相談室(ホームページ)
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金の扱い(ホームページ)
(8)学校の財務	事業の概要、財産目録、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表(ホームページ)
(9)学校評価	自己点検評価報告書(ホームページ)
(10)国際連携の状況	なし
(11)その他	なし

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL:<https://www.tokyo-horitsu.ac.jp/>

授業科目等の概要

(法律専門課程 法律社会学科) 令和4年度																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			社会科学概論Ⅰ	法学および政治・経済分野について、相互関連性に注目しながら、基本概念についての理解を目指す。	1前	80	4	○			○		○		
2	○			社会科学概論Ⅱ	法学および現代社会について、相互関連性に注目しながら、基本概念についての理解を目指す。	1後	40	2	○			○		○		
3	○			人文科学概論Ⅰ	日本の歴史の展開を世界的視点に立って理解し、日本の文化・芸術および思想等の特色についての理解を目指す。また、ことばと漢字についての読み方、意味、書き方、使い方等を学習し、実力を養成する。	1前	##	5	○			○		○		
4	○			自然科学概論Ⅰ	数学の基本概念や原理・法則の理解および事象を数学的に考察し、処理する能力を高めることを目指す。	1前		60	3	○		○		○		
5		○		人文科学概論Ⅱ	世界全体を総合的にとらえ、古代・中世・近代（近世）についての歴史の理解を目指す。日本および世界の人々の生活・文化に関する地域的特色とその動向を、自然環境および社会環境と関連させながら理解することを目指す。世界と日本の文化・芸術および思想等の特色についての理解を目指す。	1後		80	4	○		○		○		
6		○		自然科学概論Ⅱ	物理的な事物・現象に関する考え方や、化学的な事物・現象に関する考え方を養い、物理および化学の基本概念についての理解を目指す。生物・人間および生物現象に関する考え方や、地学的な事物・現象に関する考え方を養い、生物および地学の基本概念についての理解を目指す。	1後		80	4	○		○		○		
7		○		現代国語	すべての常用漢字を理解し、文章の中で適切に使える能力を身につけ、漢字能力検定合格を目指す。	2語		80	4		○	○		○		
8		○		時事研究Ⅰ	最新の国内・外の主要な時事問題について、時事用語の理解に重点をおきながら分析し、理解を深めることを目指す。	2前		40	2	○		○		○		
9		○		社会科学演習Ⅰ	法学および政治・経済分野について、相互関連性に注目しながら、基本概念についての理解を目指し、さらに総合的理解を深めるために、種々の演習問題を多角的に検討し、国家公務員試験・地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	2前		80	4	○		○		○		

19	○		職業実務ⅡB	学生の机上の学問では気づきにくい法律の実際の運用および社会生活における気遣いについて、具体例を通して実践的に学び、社会に出て活躍できる人材を育成する。将来的に、社会人としてバランス感覚を持った人材の育成を目指していく。気遣い・気働きを通じた社会人としてのスキルを習得する実践的な授業を行い、社会人になるにあたっての心構えとともに社会人としてのスキル習得することを目標とする。また、クレーム対応のスキルも学んでいく。	2後	20	1		○	○	○	○
20	○		職業実務ⅡD	障害者の現状を把握した上で、ノーマライゼーションやインクルージョンといった適切な障害者福祉のあり方を理解することを目標とする。障害者の現状や実態を示しながら、障害者差別解消法における「合理的配慮」の具体例について、実務に基づいた授業を行う。今後ますます重要になってくる成年後見制度について、実際の事例を基にして、制度の基礎知識や手続、問題点や対処法を実践的に学ぶ。	2後	20	1		○	○	○	○
21	○		職業実務ⅠC	警察官の仕事内容や実践的な鑑識の仕方等について、また警察官になるにあたっての心構え等、社会人として仕事をするために必要な能力について学ぶ。	1後	20	1		○	○	○	○
22	○		職業実務ⅡA	将来的に公務員として働く上で必要になってくる公文書の作成ルールを授業する。その上で、仮定の文書を使っての添削や実際にコンピュータを使用し文書の作成をする。基本的な公文書のルールを少しでも理解し、社会に出たときに即戦力になるような人材として送り出せるようにしたい。	2後	20	1		○	○	○	○
23	○		職業実務ⅡC	社会保険、年金や税金については社会人として知っておかなければならない事柄であるが、学生のうちにそれを学ぶ機会ほとんどない。そこで、それぞれの実務に精通した担当講師が、実例に基づいてわかりやすく解説をし、それらの必要性・重要性を理解し、社会に出て困らないような知識を修得する。	2後	20	1		○	○	○	○
24	○		数的推理Ⅰ	数による推理力・判断力や処理能力及び数学的な計算力を中心とした数的推理の領域の基礎力を養うことを目指し、種々の演習問題を多角的に検討する。	1前	80	4		○	○	○	
25	○		数的推理Ⅱ	数による推理力・判断力や処理能力及び数学的な計算力を中心とした数的推理の領域の基礎力を養うことを目指し、種々の演習問題を多角的に検討する。	1後	60	3		○	○	○	
26	○		数的推理演習	数による推理力・判断力や処理能力及び数学的な計算力を中心とした数的推理の領域の基礎力をより一層深いものにするために、種々の演習問題を多角的に検討し、国家公務員試験・地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	2前	##	5		○	○	○	
27	○		判断推理Ⅰ	文章・記号等による推理力・判断力を中心とした判断推理の領域の基礎力を養うことを目指し、種々の演習問題を多角的に検討する。	1前	80	4		○	○	○	

39	○	文章研究Ⅲ	現代文・古文・漢文・英文等の文章に対する読解力・内容把握力・構成力等の総合的理解をより一層深めるために、種々の演習問題を多角的に検討し、国家公務員試験・地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	2 前	40	2	○	○	○										
40	○	適性演習Ⅱ	適性演習Ⅰを踏まえて事務処理能力の基本である作業につき、計算・分類・照合・置き換え・図形把握等の形式を中心として、より複雑な問題についてスパイラル方式による演習を行う。	2 前	40	2	○	○	○										
41	○	トレーニング演習Ⅲ	トレーニング演習Ⅰ、Ⅱを基本とし、各部位別のトレーニングマシンについて深く学び、また実践的なフリーウェイト種目も取り入れ、公務員体力試験に則した内容を実践していく。	2 後	20	1	○	○	○										
42	○	コンピュータ演習	コンピュータの起動、文字入力、表計算、ファイルの操作、印刷、データの保存等の基本操作の習得を目指す。また、コンピュータおよび関連知識についての理解を目指す。	2 後	20	1	○	○	○										
43	○	卒業研究	専門学校での学習の集大成として、就職先の業界研究や官庁研究など各学生がテーマを考え論文を作成する。	2 後	##	8	○	○	○										
合計				43科目	2000単位時間(100単位)										

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：成績評価において合格した科目の授業時間数の合計が1,720単位時間以上になること	1 学年の学期区分	2期	
	1 学期の授業期間	20週	

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。